

令和7年11月5日

横浜市長



市道豊浦町第52号線
入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
- 2 入札占用指針の交付期間、場所
 - (1) 交付期間 令和7年11月5日（水）から令和7年12月5日（金）
 - (2) 交付場所 横浜市道路局道路部管理課
 - (3) 交付方法 手交 又は 以下URLからダウンロード
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/senyoshishin.html

市道豊浦町第 52 号線
入札占用指針

1 概要

(1) 占用入札の方式

価格評価占用入札

(2) 入札対象施設等

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物 その他のもの 自動車駐車場

道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 5 号に掲げる工事用材料置場

詳細は利用計画（資料 3 参照。）のとおりとする

(3) 道路の占用の場所（占用範囲）

ア 所在地 横浜市中区かもめ町 34-3

イ 占用面積 158.56 m²（別添、資料 2 参照。）

(4) 道路の占用の開始の予定時期

令和 8 年 4 月 1 日

(5) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置等に伴い求める措置

ア 道路局管理課及び所在地の区土木事務所（以下「道路管理者」という。）並びに当該地域を管轄する警察署長と協議を行い、安全対策を講じること。

イ 近隣住居等に対し、騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。

ウ 占用範囲内について、日常的な点検、清掃、除草等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合は適切に処理し、道路管理者へ報告すること。

エ 占用物件を整備する際、法第 2 条に掲げる「道路」及び「道路の附属物」（以下「道路構造物」という。）の撤去、改築等が必要となる場合は、道路管理者と協議し、必要な手続きを行った上で実施すること。

オ 緊急時の連絡先を掲示すること。

カ 占用期間中、当該地が本市所有の土地であること、まちづくりや賑わいの創出のために有効活用していること等を記載した看板等を歩行者等から見える場所（市が指示する場合があります）に掲示すること。（資料 4 参照。）

キ 道路管理者との協議において、道路管理者が必要と認める場合は、占用範囲の保全に必要な門扉及びフェンス等の設置を行うこと。

ク その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

(6) 認定の有効期間

令和 28 年 3 月 31 日まで

(7) 占用料の額の最低額

ア 「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物その他のもの 自動車駐車場」で駐車場法に規定する路外駐車場の場合

2,750 円（1 m²当たり／年）

イ 「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物その他のもの 自動車駐車場」（ただし、アに該当するものを除く）

5,500 円（1 m²当たり／年）

ウ 「令第 7 条第 5 号に掲げる工事用材料置場」

18,000 円（1 m²当たり／年）

※横浜市道路占用料条例に規定する 1,500 円（1 m²当たり／月）に 12 を乗じた金額

エ アからウの占用物件から複数設置する場合

最も金額が高い占用料の額

2 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合すること。

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと市長が認めるとき。

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと市長が認めるとき。

ウ 法第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。

エ 法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると市長が認めるとき。

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、警察署（所轄）と協議を行います。警察署（所轄）への事前相談、お問い合わせはおやめください。

3 入札占用指針に関する質問等

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、様式2にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HPにて閲覧に供することとします。

閲覧場所：横浜市ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/senyoshishin.html

閲覧期間：令和8年1月27日（火）午前10時まで

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

ア 質問書の提出方法

郵送又はEメールによるものとします。

イ 質問書の提出期間

令和7年11月6日（木）から令和8年1月20日（火）午後5時まで
(必着)

(2) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
横浜市道路局道路部管理課占用係

担当：瀬尾・齋藤・磐

電話：045-671-3525

Eメール：do-ippansenyo@city.yokohama.lg.jp

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式3～7（A4判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断しま

す。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

ア 様式3から7

様式	留意事項
入札占用計画（様式3）	<p>①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。</p> <p>②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。</p> <p>③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。</p> <p>④開札立ち合いを予定している場合はチェックボックスにレ点を記入願います。（2名まで）</p>
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式4）	<p>①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>②日常的な道路の点検、占用範囲内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>※その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。</p>
法人概要（様式5－1）及び役員名簿（様式5－2）	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式5－2に氏名、生年月日等を記載願います。（様式5－1は不要）
災害等非常時における連絡体制（様式6）	占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から市担当部署への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式7）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

イ 添付書類

提出書類	留意事項
商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）	発行後3か月以内のもの なお、商業登記をしていない場合は、申請者の住民票の写し（本籍・続柄不要）で発行後3か月以内のもの
納税証明書	①法人税又は所得税1部（未納の税額がないことを証明できるもの） ②法人住民税又は住民税1部（横浜市分を直近1年度分）
位置図、案内図	入札占用指針の資料1
求積図	入札占用指針の資料2
平面図	設置する施設の配置図、配線図等
仕様書	設置する施設の構造に係る資料
断面図	設置する施設の埋設基礎に係る資料 ※仕様書に基礎部分が記載されている場合は省略可。
工事の実施方法及び工程表	①道路占用に関する工事の実施方法に係る資料 ②入札占用計画（様式3）「工事の期間」に係る工事の工程表
道路の復旧資料	設置する施設の撤去に伴う道路の復旧方法に関する資料 ※「道路管理者の指示による」と記載の場合は省略可。
市の求める看板等内容資料	記載事項についてわかる資料（資料4参照。）

※必要に応じ、上記以外の資料の提出を求めることがあります。

(2) 入札占用計画の提出方法

受付期間内に入札占用計画一式を用意し、郵送又は直接提出してください。

ア 受付期間

令和7年11月6日（木）から令和7年12月5日（金）午後5時まで
(必着)（土、日、祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
横浜市道路局道路部管理課占用係

担当：瀬尾・齋藤・磐

電話：045-671-3525

※ 書留郵便又は簡易書留郵便でお送りください。

※ 持参される場合は事前にご連絡の上、お越しください。

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面を

もって市長から通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない方に対しては、理由を付して通知します。

5 入札の実施

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書（様式8）を提出してください。

なお、以下の提出期間中に入札書を提出しない方は、本入札に参加することができません。

(1) 入札受付期間等

ア 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月26日（月）午後5時まで（必着）
(土、日、祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
横浜市道路局道路部管理課占用係

担当：瀬尾・齋藤・磐

電話：045-671-3525

※ 書留郵便又は簡易書留郵便でお送りください。

※ 持参される場合は事前にご連絡の上、お越しください。

エ 提出書類

(ア) 占用入札参加資格の確認通知の写し

(イ) 入札書及び入札用封筒※¹※²※³

※1 入札書及び入札用封筒は、審査通過者の結果通知とともに該当者に送付します。

※2 代理人の方が入札する場合は、委任者の代表者印を押印した別添様式による委任状（様式9）が必要です。入札書には、委任者の代表者印とともに委任状に押印されている代理人の代表者印を押印してください。代理人の方は、本人確認書類等の添付をお願いします。

※3 入札書の日付は、(1)入札受付期間等ア受付期間に記載の入札書の受付期間内としてください。

(2) 入札方法等

ア 入札方法

入札は、本市指定（審査通過者に別途送付）の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をしてください。封をした入札用封筒を、占用入札参加資格の確認通知の写しと共に、期限までに書留又は簡易書留にてお送り

ください（持参可）。

イ 入札にあたっての注意事項

- (ア) 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。
- (イ) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- (ウ) 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名、押印（代表者印）を欠く入札（不要な場合を除く）
- カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(4) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(5) 開札

ア 開札日時

令和8年1月27日（火）午前10時から（入場は午前9時50分から）

イ 開札場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階共用会議室22-S3

ウ 開札にあたっての注意事項

- (ア) 開札の立ち合い（会場への来場）は任意です。
- (イ) 入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（様式9）を提出してください。
- (ウ) 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

- (イ) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- (オ) 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。
- (カ) 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は市長が定める時刻までに再度入札書を提出してください。
- (キ) 開札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとします。
- (ク) 開札立ち合いを予定している場合は入札占用計画の提出時に、入札占用計画（様式3）の該当のチェックボックスにレ点を記入してください。

6 落札者の決定について

(1) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1m²当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、市長は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせます。

(2) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、入札者（個人の場合は「個人」とします。）、入札額）を公表します。

(3) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、又は落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

(4) 落札者の繰り上げ

落札者決定を取り消した場合について、他の入札参加者を繰り上げて落札者とすることがあります。

7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対し

ては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたっては、その内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、道路占用許可申請を行ってください。

ア 申請窓口

〒231-0023 横浜市中区山下町 246 番地

横浜市中区中土木事務所

電話：045-641-7681

イ 申請書類

(ア) 道路占用許可申請書

(イ) 認定された入札占用計画

(ウ) 入札占用計画認定通知（写し）

(エ) 委任状（代理申請の場合のみ）

(オ) その他市長（又は土木事務所長）が必要であると認める書類

ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から 15 日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者（以下「占用者」という。）は、別紙許可条件（資料5）及び次の事項を遵守すること。

ア 占用範囲に他の占用物件（電柱、ケーブル、埋設管等）がある場合は、それぞれの物件の管理者及び道路管理者と事前に協議し、必要な対策を講じること。

イ 道路管理者が行う道路の維持管理及び災害対応等において占用物件が支障となる場合は、道路管理者の指示に基づき、占用者の負担にて速やかに移転、除去等必要な措置を講じること。速やかに措置されず、道路管理者が代行した場合もその費用は占用者において負担すること。

なお、休業等に伴う損失の補償は行わない（ただし、法令に規定がある場合を除く）。

ウ 占用期間満了時には、占用物件を占用者の負担で撤去し、道路管理者の指示に従い原状に回復すること。

エ 占用物件の設置、維持管理又は警察署長等からの指導等の理由から、やむを得ず占用範囲外に物件を設置する場合は、道路管理者と協議し、別途占用許可の申請を行うこと。占用料は、横浜市道路占用料条例に基づき徴収する。

※ 占用許可時には、これ以外にも条件が追加されることがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

(3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用許可は5年ごとに更新することとし、その都度申請手続きが必要となります。更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

(4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて横浜市道路占用料条例に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度ごとに支払うものとします。

なお、支払い方法は、市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。

オ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

カ 既納の占用料は還付しません。

(5) 権利の譲渡等

ア 道路占用権の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。また、利用者は、占用場所を市長の許可なく他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

イ 利用者が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

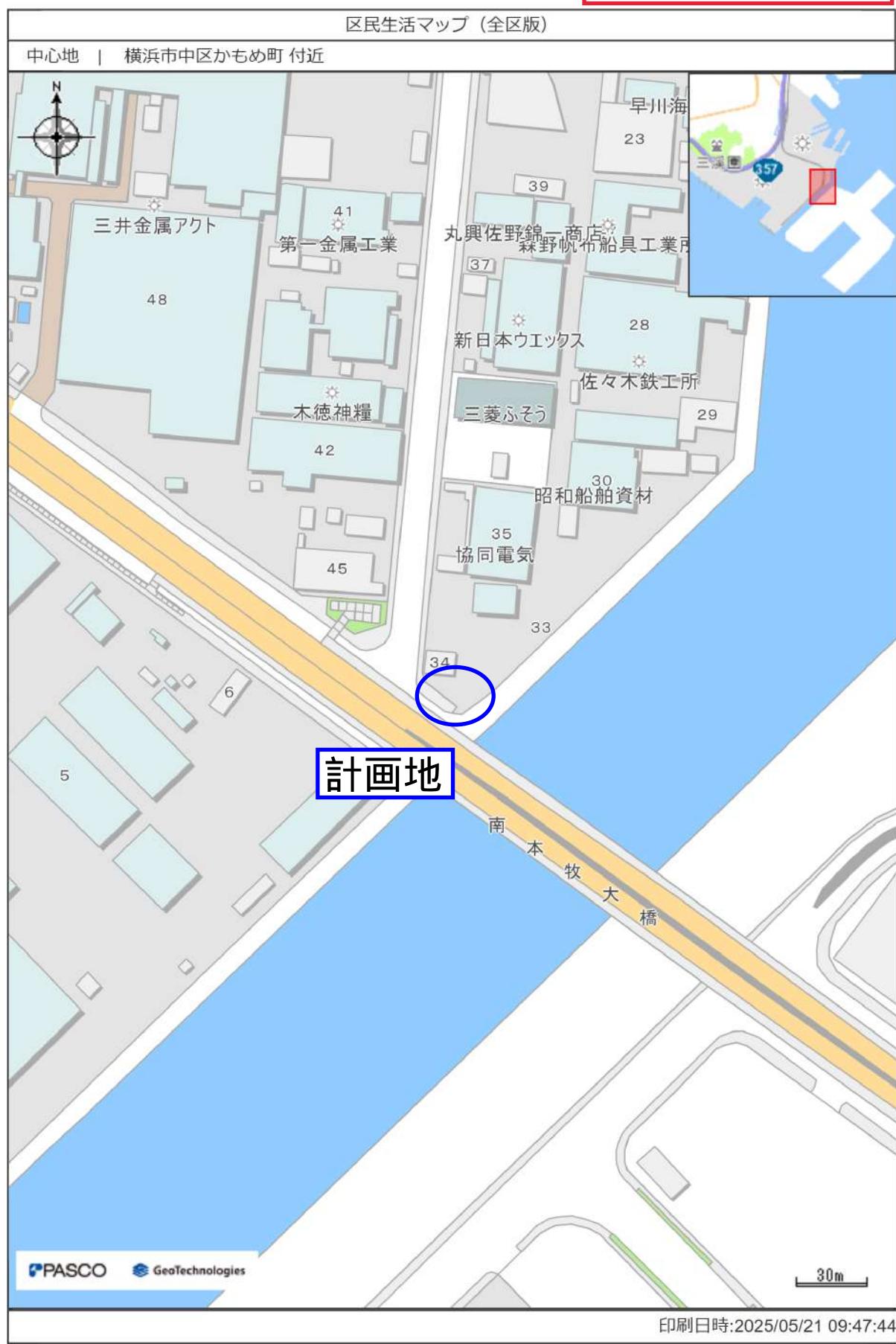
9 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、市長から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、返却しません。

資料 1 (1)



資料1 (2)



Rマッピー（基図：平面図）

資料2(1)



この地図の著作権は横浜市が保有します。

【都市計画道路】

- 整備済（暫定供用を含む）
- 未整備
- 未整備（都市計画法第53条特例許可対象区間）
- 都市計画法の認可区域（承認区域を含む）

■ 都市計画法以外の事業中

--- 都市計画決定線（オンライン） 道路境界もしくは筆界が都市計画決定線と一致しており敷地に抵触しないと判断できる部分

【都市計画施設区域内での建築等の行為について】

都市計画施設区域内での建築等の行為にあたっては、施設の整備状況により許可申請や協議が必要です。整備状況をご確認の上、手続きをお願いします。

Rマッピーは都市計画決定線と道路台帳図の位置関係を表すものです。掲載している道路台帳のデータは道路台帳図の主要要素を掲載しており、[道路台帳図としては使用出来ません](#)。Rマッピーは必ず、[都市計画決定線を掲載した状態でご利用ください](#)。

この図面に記載されている地番等の情報は、公図を基に参考として記載しているものであり、地権者間の権利関係を表すものではありません。

【注意】

区域線図の場合、印刷後、基図の寸法をスケール等で計測し、必ず縮尺（寸法）が合っていることを確認した上で使用してください。

都市計画決定線については、表示の通りです。

なお、都市計画決定線については、縮尺2,500分の1の図面から転写して作成したデータを表示しています。また、都市計画施設の決定線については、事業実施の際の詳細測量により、差異が生じることがあります。

未整備及び事業中（未分筆・未買収）の施設の事業実施に当たっての余裕幅1.0m

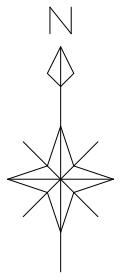
Rマッピーに掲載している道路台帳図は、道路台帳図（よこはまのみち等）と体裁が異なっています。最新の図面については、必ず「よこはまのみち」をご確認ください。また、道路台帳図は作成時点の現況を現したものであり、現地の状況と異なっている場合があります。

異なる縮尺で作成された縮尺2,500分の1の都市計画基本図（地形図）と縮尺約500分の1の道路台帳を重ねているため、土地の境界や道路の幅員で差異が生じことがあります。

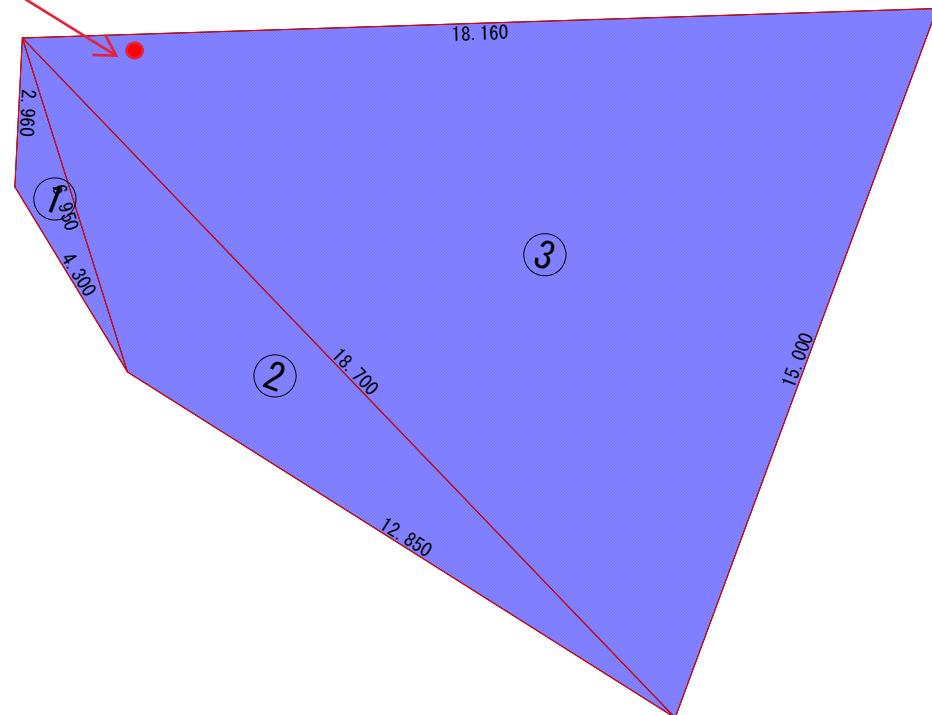
横浜市建築局
2025/5/21 9:45:57

横浜市道路台帳図データ利用承認番号
令6道道調 第2210号
「都市計画課による表示」

資料 2 (2)



電柱あり (直径0.3m)

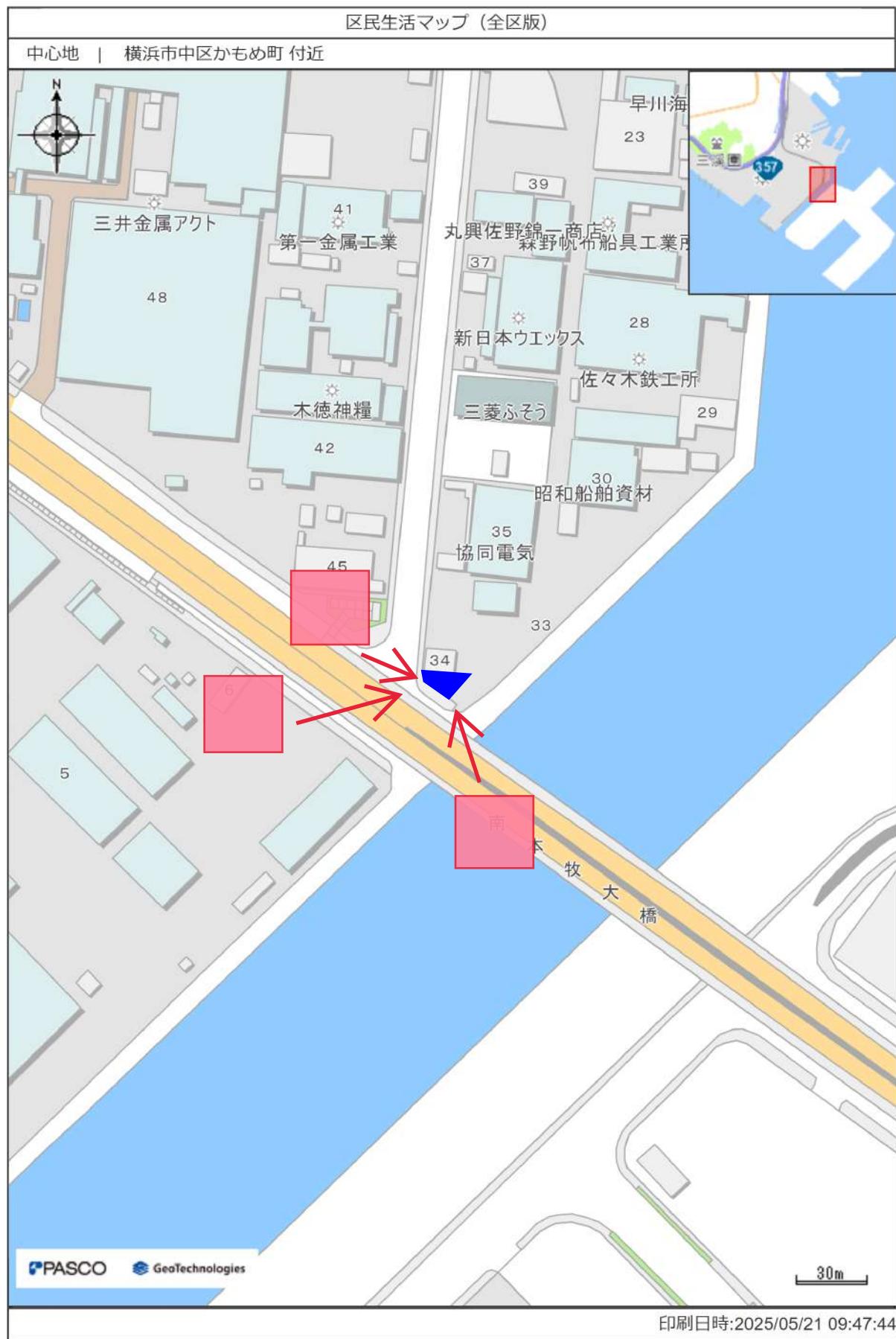


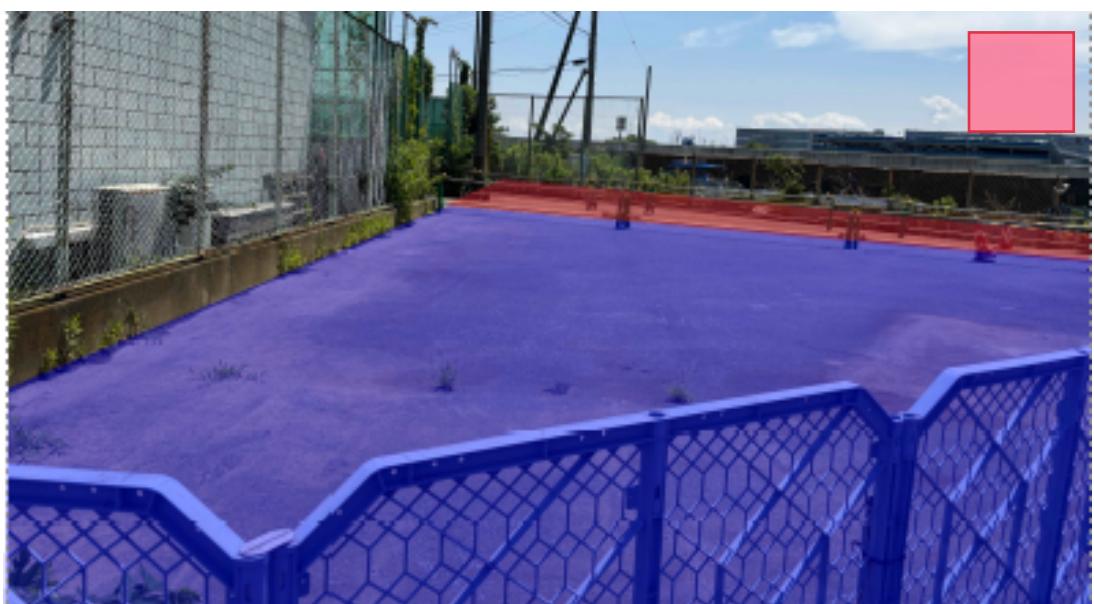
: 占用範囲 158.56m^2
(電柱分の面積は除いています。)

横浜市中区かもめ町34-3				
符号	辺A	辺B	辺C	面積
1	6.950	2.960	4.300	3.58
2	18.700	6.950	12.850	28.87
3	18.700	15.000	18.160	126.18
合計				158.63

所在地	横浜市中区かもめ町34-3
図面名	平面図
縮 尺	S = 1 / 150
横浜市道路局	

資料 2 (3)





利用計画

件名 市道豊浦町第52号線

適地の検討	1 計画地の概要	<p>ア 区分 未利用地</p> <p>イ 所在（地番） 中区かもめ町34-3</p> <p>ウ 面積 158.56m²</p> <p>エ 立地・交通 JR根岸線「山手駅」から南東へ3.4km</p> <p>オ 用途地域等 工業専用地域 建ぺい率60% 容積率200% 防火指定なし</p> <p>カ 接道 南側：幅員約7m</p>							
	2 周辺地域の概要	工場、作業所、倉庫等が建ち並ぶ臨海の工業地域							
	3 建築の可否及び構造	建築不可とする。							
	4 用途又は入札対象施設	周辺の土地利用状況等との調和を保つ用途として、自動車駐車場及び工事用材料置場に限定する。							
	5 占用期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。 							
	6 留意点	<ul style="list-style-type: none"> 警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 工事用材料置場としてのみ利用する場合、荷捌きのために一時的に車両を停車させることは可能とする。ただし、その他の利用で車両を駐車させる場合は、「工事用材料置場」と「自動車駐車場」の両方の用途で使用するものとして申込をすること。 							
	7 その他	<ul style="list-style-type: none"> 価格評価占用入札案件とする。 <※占用料の額の最低額> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 駐車場法に規定する路外駐車場</td> <td>: 2,750円 (／m²・年)</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外の駐車場</td> <td>: 5,500円 (／m²・年)</td> </tr> <tr> <td>(3) 工事用材料置場</td> <td>: 1,500円 (／m²・月)</td> </tr> <tr> <td>(4) (1)から(3)の占用物件から複数設置する場合</td> <td>: 最も金額が高い占用料の額</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 駐車場法に規定する路外駐車場	: 2,750円 (／m ² ・年)	(2) 上記以外の駐車場	: 5,500円 (／m ² ・年)	(3) 工事用材料置場	: 1,500円 (／m ² ・月)	(4) (1)から(3)の占用物件から複数設置する場合
(1) 駐車場法に規定する路外駐車場	: 2,750円 (／m ² ・年)								
(2) 上記以外の駐車場	: 5,500円 (／m ² ・年)								
(3) 工事用材料置場	: 1,500円 (／m ² ・月)								
(4) (1)から(3)の占用物件から複数設置する場合	: 最も金額が高い占用料の額								

ここは、横浜市の所有地です。
まちづくりや賑わいの創出
のため、市が事業者を公募し
有効活用しています。

許可条件

道路占用者（以下「占用者」という。）は、道路法、同法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や横浜市道路占用料条例、横浜市道路占用規則、ガイドラインその他の関係規程を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

（占用物件の維持管理）

- 1 (1) 占用者は、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行わなければならない。
- (2) 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じなければならない。
- (3) 占用物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をしなければならない。

（占用物件の管理の報告）

- 2 占用者は、横浜市長又は所管の土木事務所長（以下「担当土木事務所長」という。）が必要と認めて指示したときは、占用物件の管理の方法及び状況について、報告しなければならない。

（原状回復）

- 3 占用者は、占用物件の設置又は管理のかしに起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに所管の土木事務所長に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状回復し、又はその費用を負担しなければならない。

（損害賠償及び紛争の解決）

- 4 占用者は、占用物件の設置又は管理のかしに起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。

（占用物件の移転等の措置）

- 5 占用者は、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合は、自らの費用負担により占用物件を改築、移転、除去その他必要な措置をとらなくてはならない。

（工事の実施方法）

- 6 工事の施工においては、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市平成17年6月）」の趣旨を踏まえ、歩行者対策等を講じるよう努めること。
占用者（申請者）は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について、担当土木事務所長と協議しなければならない。

（工事中の安全管理）

- 7 占用者は、工事中の安全管理を「道路工事現場における保安施設の設置基準」に基づき行わなければならない。

（占用物件の異状の措置及び報告）

- 8 占用者は、占用物件の異状により、道路の構造、交通若しくは周辺の住民等に影響を与える、又はそのおそれがあるときには、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を、担当土木事務所長に報告しなければならない。

(占用物件の安全確認報告)

9 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、横浜市長又は担当土木事務所長あて書面等により報告しなければならない。

(工事の検査)

10 占用者は、横浜市長又は担当土木事務所長から指示があった場合、「占用物件設置工事における検査実施要領」に基づき、検査を受けなければならない。

掘削工事を伴う場合の特例

(工事の実施方法)

- (1) 占用工事は、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」等に従って施行しなければならない。
- (2) 道路交通法第77条に基づく警察の道路使用許可及び火災予防条例に関する消防署の関係手続等を、工事着工前に必ず済ませなければならない。
- (3) 公共基準点に関する届出については、道路調査課の指示を受けなければならぬ。

(本復旧工事の施行)

- (4) 道路の本復旧工事は、所管の土木事務所長の指示に従い、速やかに行わなければならない。

(工事中の安全管理)

- (5) 占用者は、工事中の安全管理を「道路工事現場における保安施設の設置基準」に基づき行わなければならない。

(工事の調整)

- (6) 占用者は他の占用工事等と競合する場合は、調整して復旧しなければならない。

(工事の着手・完成)

- (7) 掘削工事は、着手、しゅん工とも所管の土木事務所長に届け出て、その指示、検査を受けなければならない。

(舗装の切断作業時に発生する排水の処理)

- (8) 舗装の切断作業時において生じる排水の回収及び適正な処理を行うこと。
- (9) 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止策を実施するとともに収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。

(その他)

11
